

平成23年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

行政法

次の〔1〕から〔10〕までの中から4題を選んで、解答しなさい。1題当たりの解答の分量は特に指定しませんが、時間配分を誤らないようにしてください。

書込みのない六法（判例・解説付の六法は不可。付箋の貼付、マーカー等によるラインの書込みも不可）の持込みを許可します。

（各25点）

- 〔1〕 特別権力関係とは何か、例を挙げながら、その意味（意義）について説明しなさい。さらに、その問題点を指摘し、その上で、日本の現行法制において、特別権力関係の概念は認められるべきかどうか、理由を付けて答えなさい。
- 〔2〕 地方公共団体が制定する条例における条例制定権の範囲と限界について、判例を挙げながら、説明しなさい。
- 〔3〕 国の行政庁の処分に関する裁量について、手続的にこれを統制する法律上の制度を挙げなさい。そして、その課題（問題点）について指摘しなさい。
- 〔4〕 国の行政庁の処分に関する裁量について、行政事件訴訟法による裁判手続で、これを統制するための審査方式に関して、それぞれの審査方式の意義と、問題点を簡潔に指摘しなさい。
- 〔5〕 ある市〔Y1〕が、随意契約の方式により、その所有する土地を〔Z〕に売却したが、それは、〔Z〕から賄賂を受けた〔Y1〕の市長〔y〕が、部下に指示して、近傍類似の土地の価格よりも、著しく低額で売却したものである（契約に当たって法律上要求される手続については瑕疵がなかったものとする）。〔Y1〕の住民で、この売却に不満のある〔X1〕は、〔Y1〕に対して訴えを提起できるか。提起できるとしたら、どのような手続で、どのような訴えを提起できるか。理由を付けて答えなさい。（〔y〕に対する訴訟については述べなくてよい）
- 〔6〕 ある施設aの営業については、B法（法律）に基づく県（〔Y2〕）の知事の営業許可が必要である。〔X2〕が計画する施設aについて、周辺住民の同意はB法上の許可要件ではない。しかし、〔Y2〕の担当職員が周辺住民の施設設置の同意を執拗に求めてきた場合において、そうした行政指導が違法であるときは、〔X2〕は〔Y2〕に対してどのような訴訟を提起することができるか。答えなさい。

[7] 直接強制と即時強制の違いについて説明しなさい。説明に当たっては、直接強制と即時強制に関する現行法制の問題点もあわせて指摘しなさい。

[8] 行政事件訴訟における法定外抗告訴訟（無名抗告訴訟）とは何のことをいうか説明しなさい。さらに、現行の行政事件訴訟法（行政事件訴訟制度）において、法定外抗告訴訟は提起できるのか否か、理由を付けて答えなさい。提起できるとした場合は、例えばどのような訴訟が考えられるかをあわせて答えなさい。

[9] 不服申立て前置主義が規定されている行政庁 [Y3] の違法な課税処分を受けた [X3] は、不服はあったが、滞納処分を避けるために、納税をした。その後に、[X3] は、課税処分の取消しのための手続（行政上の不服申立てを含む）をとらずに、直ちに、課税処分の違法を理由として課税額相当分を国家賠償請求することができるか。理由を付けて答えなさい。
（最高裁平成 22 年 6 月 3 日判決の内容は考慮しなくてよい）

[10] 損失補償に関する憲法 29 条 3 項にいう「正当な補償」とは、どのような補償のことをいうと考えるべきか、学説と判例をあげながら、理由を付けて答えなさい。